

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社および当社グループは、企業の株主価値を最大化するように経営することを基本にしています。同時に企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を目指してコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10-1. 任意の仕組みの活用】

当社では、独立社外取締役を3名選任しております。取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べると共に、必要に応じて助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、継続的な企業価値向上の実現に向け、取引関係構築および強化の観点から必要と判断した会社の株式を保有することとしております。また、定期的に取得の意義や経済合理性の観点を見直し保有の合理性の検証を行っております。なお、検証の結果、継続保有する必要がないと判断される株式については、縮減を図ります。保有株式の議決権行使基準に関しましては、議案の内容を具体的に精査し、保有先企業と当社の企業価値向上等を勘案したうえで議案の賛否を判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会規程により取締役会での承認事項としております。また、当社と子会社の役員および主要株主との取引につきましては、半期毎に取引の有無に関する調査書の提出を求めています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページで、当社および当社グループの社是、経営理念を開示しております。また、経営戦略、経営計画につきましては、同じく当社ホームページでIR情報として決算説明会資料や株主通信等において、概要および見通しを開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。また、有価証券報告書にも記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社および当社グループの取締役の報酬等につきましては、2019年1月21日付けで改定されたグループ役員規程により、業績に連動した報酬と賞与が決定されます。また、総額等につきましては、株主総会で決議された報酬額の枠内に限定されます。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役につきましては、上記のグループ役員規程により候補者の選定を行い、20項目からなる「選任評価表」による評価を経て、一定の基準を満たしているかを十分に検討したうえで候補者を決定しております。

監査役につきましても、選定に当たっては、監査役にふさわしい人格、知見、見識および経験を備え、また、業務に対する専門知識を有し、当社の企業価値の向上に対して有益な助言や提言を頂けるかなどを勘案し総合的に判断いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の社外取締役および社外監査役候補者につきましては、候補者とした理由を株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1. 経営陣への委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令・定款において定める事項の他、取締役会規程に定める事項について決議をしております。それ以外の重要事項につきましては、「職務権限規程」等の規程に基づき決定しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所で示されている独立性要件および会社法による社外取締役の要件を満たすことと、経営に対する高度な見識や豊富な実務経験を有し、当社経営にとって有益な助言等が得られること等を判断基準にしております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上

の観点から、当社にとって最適となるよう構成されております。なお、当社の取締役人数は、10名以内と定款で定めており、現在取締役は10名であり、そのうち3名が独立社外取締役であります。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役および監査役の兼任状況は、有価証券報告書および株主総会招集通知の事業報告にて開示しており、その兼任の状況は合理的な範囲であります。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性について分析・評価の結果の概要】

当社は、毎年同時期に、取締役会全体の実効性についての分析・評価のための記名式アンケートにより全ての取締役と監査役に対し自己評価を実施することとしております。

2019年度の実効性の運営に関しては、開催の回数や審議の時間等、また、社外・社内役員の員数等に関する運営と構成について、さらには、資料とその配付時期や報酬等についての自己評価も実施いたしました。

その結果、取締役会全体では、その役割や企業統治のあり方などについて概ね肯定的な評価を得ており、現状での取締役会全体の実効性については確保されており、取締役会は有効に機能しているものと認識しております。

なお、一部に資料の開示・説明時期のさらなる早期化を求める意見等もあり、当社の取締役会は、今後も引き続き、実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役は、取締役に求められる役割と責務を果たすために必要な知識等を習得するため、必要に応じて外部の研修やセミナー等を受講できるようにしております。また当社では、グループ企業の実務経験や上席部長をはじめとする経営幹部を対象とした研修会を、定期的に行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役が直接IR部門を統括し、株主・投資家の皆様との建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や必要な情報の共有などを通して、各部門との積極的な連携を図っております。また、株主・投資家の皆様へは、決算説明会や個人投資家向けの説明会を定期的に開催することにより、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて、株主・投資家の皆様から寄せられたご意見等を企業価値の向上に活用しております。さらに、当社ホームページでは、IRライブラリを設けており、決算説明会資料や株主通信などを公開することにより、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの一層の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木下 智雄	3,659,880	13.72
関 稚奈巳	2,258,048	8.46
株式会社K-1グローバルネットワーク	2,189,320	8.20
木下 守	1,830,620	6.86
一般財団法人G-7奨学財団	1,830,620	6.86
木下 陽子	1,652,512	6.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	976,200	3.65
株式会社オートバックスセブン	674,440	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	591,200	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	236,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、2020年3月31日の状況を記載しております。

なお、当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数が52,000,000株、発行済株式の総数が13,336,400株それぞれ増加しております。また、一般財団法人G-7奨学財団は2020年4月1日付で公益認定を受け、公益財団法人G-7奨学財団となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社および上場子会社は有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうると考えられる特別な事情等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本 充	他の会社の出身者											
志田 幸宏	他の会社の出身者											
伊藤 裕剛	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 充	○	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長 当社は、同社と特別の利害関係はありません。	多様な業種での経営コンサルタントとしての実績を踏まえ、企業経営に関する深い見識や知識が当社の経営にとって有益であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化を図る観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。

志田 幸宏	○	Analog Pte. Ltd.代表取締役およびCBP Quilvest Wealth Advisory Ltd.シニアバイスプレジデント 当社は、両社と特別の利害関係はありません。	海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験が当社の経営にとって有益であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化を図る観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。
伊藤 裕剛	○	——	海外勤務経験に基づく見識と、他社において長期にわたり要職を歴任してきた実務経験にもとづく知識が当社の経営にとって有益であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化の観点からも適当な人物であります。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と、相互に連携して監査業務を行っています。
当社は内部監査室(5名)を設置し、監査役は内部監査室と密接に連絡を取りながら、コンプライアンスの徹底と業務効率化を行うことを目的として監査を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上甲 倅二	弁護士													
西井 博生	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上甲 悌二	○	弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員、弁護士 オーナンバ株式会社および株式会社タカミヤ社外監査役ならびに株式会社姫野組社外取締役 当社は、同法人および当該3社と特別の利害関係はありません。	2001年6月より当社社外監査役(非常勤)であり、弁護士としての経験が豊富で、企業法務の観点から取締役の職務遂行等に対し適切な監査を行っております。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。
西井 博生	○	なぎさ監査法人およびなぎさ総合会計事務所代表社員、公認会計士 株式会社アジュバンコスメジャパンおよび三相電機株式会社社外監査役 当社は、両法人および両社と特別の利害関係はありません。	2006年6月より当社社外監査役(非常勤)であり、公認会計士としての経験が豊富で、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役の職務遂行等に対し適切な監査を行っております。 また、独立性の基準および属性情報においても該当項目がないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。
当社は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する当社社外監査役である上甲悌二氏以外の弁護士に、内部通報制度の社外窓口を依頼しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、「役員規程」に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、各役員の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における役員に支払った報酬等の総額は次のとおりです。

区分	人数	報酬等の総額
取締役	7名	201百万円 (左記のうち、社外取締役2名に対する報酬等の総額は4百万円)
監査役	3名	11百万円 (左記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の総額は5百万円)

上記の報酬等の総額には、次の金額を含めています。

1. 2020年6月10日支給の役員賞与額の53百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を実現する優秀な人材を確保・育成することを目的とした役員報酬制度を定めており、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、固定報酬につきましては、取締役会によって承認された「役員規程」に詳細に内容が定められており、透明性のある報酬体系を確保し、担当職位、各期の業績、貢献度等により決定しております。業績連動報酬につきましては、インセンティブ方式を採用しており役員賞与で支給することを原則とし、業績連動報酬に係る指標は、単年度の過去最高連結当期純利益のオーバー額を算定の基礎として支給される報酬額と、「役員規程」に詳細に内容が定められた経営計画数値の達成状況を基に支給される報酬額との合計額を、取締役会により委任された取締役名誉会長、代表取締役会長の2名により、各役員の担当領域の規模・責任や貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については、2020年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は3,000万円以内）とする旨で決議されております。また、監査役については、2012年6月28日であり、決議の内容は、監査役の報酬限度額を年額3,500万円以内とする旨で決議されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

定例の取締役会につきまして、社外取締役および社外監査役の出席に対し、事務局である総務部より開催の案内を送付しています。緊急に開催される臨時取締役会につきましては、社外役員に対し事務局が開催スケジュールの調整および議案に関する資料の送付を実施しています。また、事務局が双方向の電話会議システムをあらかじめ準備することで、出席困難な社外役員の取締役会への参加確保に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社は、経営の基本方針その他重要事項を決定する定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っています。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎週開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化すると共に、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しています。

内部監査につきましては、内部監査室が監査役および会計監査人と連携し営業店舗および子会社の往査を行い、各監査対象部門責任者へ改善勧告を書面にて行い、改善状況の報告と併せて監査役会および代表者へ報告を実施しています。

会計監査人（有限責任あずさ監査法人）とは監査契約に基づき、年度決算においては公認会計士の監査を、四半期決算においては公認会計士のレビューを受けております。監査の実施にあたり業務上の問題点に関しても必要な助言を受け、経営組織の改善改革に資するよう心がけています。

遵法精神と法令、企業倫理を遵守する行動基準については、企業運営の基本として、組織内に醸成すべく体制づくりを推進してまいります。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会（委員長、代表取締役社長）を設置し、毎月1回開催しております。当委員会において、各委員よりリスク情報の報告を受けることにより、当社および当社グループを取り巻く各種リスクの一元的管理体制を敷いています。当委員会は、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対処に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図ってまいります。

当社と社外取締役および社外監査役の人的関係・資本的关系・取引関係および利害関係につきましては、社外取締役は3名、社外監査役は2名であり、当社と社外取締役および社外監査役との間に、人的関係、資本的关系、取引関係および利害関係はありません。

グループ内のコンプライアンス等の対応事項について話し合われる、企業倫理委員会を毎月開催しています。そこでは、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、また、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われています。さらに、当社のホームページ上では、財務情報等の開示を積極的に行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営上の意思決定、執行、監督に係る経営管理組織の整備にあたっては、「意思決定」「執行」「監督」の機能が独立性を保ちつつ、組織が有効に効率的に機能するよう配慮しています。

取締役会は、取締役10名で構成され、うち3名が非常勤ながら社外取締役として取締役会の意思決定の方向性に適切な意見を表明して組織の有効性を保持しています。また、当社は、監査役設置会社であり、社外監査役（2名）を含めた監査役3名による監査役会を設置しています。監査役による監査体制が、独立性を保ちつつも経営に対する管理・監視機能として有効であると判断したことにより、監査役設置会社を採用しています。

社外取締役には、企業経営の実務的経験を有する者を選任し、取締役会に対し意見具申を行っています。また、社外監査役には法律、財務・会計の専門的経験を有する者を選任し、弁護士としての専門的見地や公認会計士としての専門的見地に基づく監査業務を遂行するなど、取締役の職務執行状況を把握しています。

当社は、現行の体制により、当社のコーポレート・ガバナンス体制が効果的かつ効率的に機能しているものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会における事業報告および計算書類等に関する議長説明について、株主の理解をより深め、ひいては円滑な議決権の行使に資するべく、ビジュアル化を実現しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じ、代表取締役による説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じ、代表取締役による説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.g-7holdings.co.jp/ 有価証券報告書、決算短信、説明会資料、株主通信などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役会長の直轄としてIR担当を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーの立場の尊重に関し、「企業・従業員行動指針」において「顧客(消費者)の信頼獲得」「取引先との信頼獲得」「株主・社会からの理解と支持」「従業員の連帯と人間成長への環境づくり」「社会とのコミュニケーション」「行政との関係」「地域社会への貢献と共生」を個々に規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業の株主価値を最大化するように経営することを基本にしています。同時に企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性向上を目指して以下の体制構築に取り組んでいます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款の規定に則り、当社の企業理念、G-7グループ企業倫理綱領、G-7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役および使用人への法令遵守の徹底を図っています。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施するとともに、内部監査部門による内部監査を定期的に実施しています。また、法令違反の早期発見およびその是正ならびに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しています。

2. 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規程を整備し、情報の保存および管理を適正に行っています。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めています。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G-7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っています。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎週開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに上席部長制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しています。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社子会社から成る当社グループにおいて、関係会社管理規程・G-7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っています。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図るとともに、企業倫理委員会、G-7グループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めています。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査役に意見がある場合には、その意見を尊重します。

7. 前号6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査役の職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役および内部監査部門長の指揮命令を受けません。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整および各種会議議事録による報告を実施しています。また、監査役会規程に基づき取締役および使用人より監査役に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっています。

9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程、G-7ホールディングス・グループ内部監査規程および関係会社管理規程等に基づき、監査役監査が実効的に行えるように体制整備を図っています。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査役に報告され、監査役監査のフォローを行っています。また、内部監査部門は監査計画に沿った内部監査を実施するとともに、監査役の要請があれば要請事項について監査し結果を報告することにより、監査役監査の実効性確保に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

G-7グループ企業倫理綱領、G-7グループ企業・従業員行動指針において、基本姿勢を明示しています。

具体的には、G-7グループ企業倫理綱領において、「私たちは、反社会的勢力とは関係を持たず、不法・不当要求には、一切応じません。」と反社会的勢力排除を宣言し、G-7グループ企業・従業員行動指針において、反社会的勢力および団体への対処を具体的に示し、周知徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

- (1) 当社の「内部情報管理規程」に列挙された重要事項を決定した場合
 - ・各種経営会議体等を通じて、総務部門が情報を入手
 - ・情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
 - ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、迅速な情報開示
- (2) 当社の「内部情報管理規程」に列挙された重要事項が発生した場合
 - ・事故、災害、訴訟、債権の取立不能等については事象発生後、グループ社長会等のグループ管理会議にて情報収集、
 - ・情報取扱責任者および総務部門を中心に情報開示の検討・準備
 - ・その他の発生事実については、社内各部門、グループ各社等より情報を入手、情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
 - ・適時開示項目に該当する場合、経営陣(必要に応じてグループ各社を含む)への報告後、迅速に情報開示
- (3) 決算情報(業績予想の修正等を含む)
 - ・財務部門より情報取扱責任者および総務部門が決算情報を入手
 - ・情報取扱責任者および総務部門の協議により適時開示項目に該当するか否かの判断
 - ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、迅速な情報開示

なお、内部者取引の未然防止を目的に、適時開示までの間における重要事実の取扱につきましては、グループ全体を通じて当社「内部情報管理規程」を準用し、内部者取引の禁止の徹底を図るとともに、情報の管理に万全を期しています。

【参考資料 模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。

